

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | | | | | 現 行 | | | | |
|----------------|---|---------------|---|----------|---------|-----|------|------|------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1・2 〔略〕 | | | | | 1・2 〔略〕 | | | | |
| 3 建築・都市計画・土木関係 | | | | | 3 〔同左〕 | | | | |
| 番号 | 事務 | 名称 | 額 | 徴収時期 | 番号 | 事務 | 名称 | 額 | 徴収時期 |
| 1～55の2 | 〔略〕 | | | | 1～55の2 | 〔略〕 | | | |
| 55の3 | 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号八若しくは第62条の3第4項第14号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | 優良宅地造成認定申請手数料 | 1件につき、造成宅地の面積に応じ、次に掲げる額 0.1ヘクタール未満のもの 86,000円 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 130,000円 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 190,000円 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 260,000円 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 390,000円 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 510,000円 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 660,000円 10ヘクタール以上のもので 870,000円 | 認定申請のとき。 | 55の3 | | 〔同左〕 | 〔同左〕 | 〔同左〕 |
| 56 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 56 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 57 | 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に | 優良住宅新築認定申請手数料 | 1件につき、新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 100平方メートル以下のもの 6,200円 100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 8,600円 500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 35,000円 10,000平方メートルを超え、50, | 認定申請のとき。 | 57 | | 〔同左〕 | 〔同左〕 | 〔同左〕 |

| | | | | |
|-------|--|---------------|---|----------|
| | に対する審査 | | 000平方メートル以下のもの 43,000円 50,000平方メートルを超えるもの 58,000円 | |
| 58 | 租税特別措置法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口若しくは第68条の6第3項第7号口又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | 優良住宅新築認定申請手数料 | 1件につき、新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 100平方メートル以下のもの 6,200円 100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 8,600円 500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 35,000円 10,000平方メートルを超えるもの 43,000円 | 認定申請のとき。 |
| 59～71 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |

| | | | | |
|-------|--|------|------|------|
| | に対する審査 | | | |
| 58 | 租税特別措置法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口若しくは第68条の6第3項第7号口又は第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニ規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | 〔同左〕 | 〔同左〕 | 〔同左〕 |
| 59～71 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。